

「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 (案)」等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の 考え方

凡 例

本「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	特定有価府令
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●開示府令		
▼有価証券報告書等の記載内容の追加		
1	複数の項目(経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題等)の記載が求められているが、投資者が上場企業の経営方針をより適切に理解するために必要であれば、上場企業において適宜項目の統合等を行って差し支えないか。	開示府令第二号様式記載上の注意(32)は、項目別に記載することは求めておりませんので、投資者の理解が容易になるようにするために一体的に記載することは問題ないと考えられます。
2	「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容について記載すること。」とされているが、この部分の記載は、東京証券取引所の現行の「決算短信の作成要領」で規定されている事項(経営指標の内容、具体的な目標数値の水準、最近の実績値、経営指標等の採用の理由、目標達成に向けた具体的な取組み等の記載、及び当該算出方法等)と同等の記載をすることを意図しているのか。 特に、中期経営計画などにおいて売上高やROEのような財務情報の目標数値を定めた場合には、採用している指標の説明だけでなく、当該目標数値の記載も求められるのか。	「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」の内容については、目標の達成度合を測定する指標、算出方法、なぜその指標を利用するのかについての説明などを記載することが考えられます。 本改正は、経営計画等の具体的な目標数値の記載を義務付けるものではありませんが、当該目標数値を任意で記載することは妨げられません。 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の欄の記載に当たっては、企業と投資者との「建設的な対話」に資するとの観点から、それぞれの企業の経営内容に即して企業が各自判断することが期待されます。
3	「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」の内容として、将来の目標(売	仮に、有価証券報告書に合理的に算出した具体的な目標数値を記載した場合、有価証券

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>上高や営業利益等の各段階利益)について具体的数値をもって記載を行った場合において、有価証券報告書の提出日後に将来の目標に重要な変更が生じたときや、実績と目標数値が大きくかい離したときは、仮に有価証券報告書の当該項目に「将来に関する事項が提出日現在において判断したものである旨」が記載されているケースにおいては、当該有価証券報告書について訂正報告書の提出は求められないとの理解で良いか。</p> <p>また、実績値と有価証券報告書に記載した目標数値が大きくかい離した場合でも、金商法上の虚偽記載に問われることはないか。</p>	<p>報告書提出日現在においてその後の事情の変化が予測できていなかったのであれば、当該有価証券報告書の訂正報告書の提出は不要と考えられます。</p> <p>また、当該目標値についての有価証券報告書提出日現在における判断が合理的であれば、目標値と実績値がかい離したことのみをもって、金商法上の虚偽記載となることは考えにくいと認識しております。</p>
4	<p>東京証券取引所の現行の「決算短信の作成要領」において、「何らかの事情により目標とする経営指標等を有していない場合には、その旨とその理由等について記載する。」とされているが、本改正府令案第二号様式記載上の注意(32)aにおいても、「その旨とその理由」の記載が求められるのか確認させていただきたい。</p>	<p>「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」を策定していない場合については、企業が任意で「その旨及びその理由」を記載することが考えられますが、本改正は、これを義務付けるものではありません。</p>
5	<p>「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」については、目標の達成・進捗状況について記載することが投資情報として有益と考えられるが、その必要はないか。</p>	<p>ご意見の、経営上の目標の達成・進捗状況については、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」欄において、「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」を使って具体的に記載することが考えられます。</p>
6	<p>本改正府令案第二号様式記載上の注意(32)において、「経営環境」の記載が追加された背景、及び「経営環境」についてはどのような記載を想定しているのか、確認させていただきたい。</p>	<p>金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告においては、投資判断に必要かつ重要な情報であり、対話に資する情報であるとの観点から、「経営環境及び経営方針・経営戦略等」の記載を求めることが適当である旨の提言がなされたことを踏まえ、開示を求めることとしました。</p> <p>「経営環境」には、企業の経営方針や対処すべき課題を決定した背景となる、自社をめぐる業界や市場の動向、経済の状況等を「経営環境」として記載することが考えられます。</p>
7	<p>有価証券報告書に記載する「経営環境」について、四半期報告書及び半期報告書において、「経営環境」の異動情報が求められていない理由を確認したい。</p>	<p>「経営環境」については、四半期又は半期ごとの短期的な変動まで記載を求めるものではありません。</p>
8	<p>有価証券報告書の記載内容を拡充する今回</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>の改正案に賛成する。</p> <p>なお、改正案について、「資本政策の基本方針」を追加していただきたい。資本政策の基本方針については、コーポレートガバナンス・コードの原則1-3に定められている。経営方針・経営戦略と密接に関連しており、投資者の関心が極めて高いものであることから、今回、経営方針等の記載内容を充実するに当たって、記載すべき項目に追加することがふさわしいものとする。</p>	<p>なお、「資本政策の基本方針」については、ご意見のとおり、コーポレートガバナンス・コードにおいて説明を行うことが原則とされております。</p>
9	<p>経営方針の開示を義務化する改正案に反対である。経営方針を開示したことによって、競合する企業は対策を立てやすくなり、当該企業の業績にネガティブな影響を及ぼす可能性があるのではないかと懸念する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本改正は、これまで決算短信で公表されていた経営方針について、有価証券報告書での記載を求めるものです。</p>
10	<p>現在、決算短信の「経営方針」の中で記載が求められている「役員との間で重要な資金、取引等の関係がある場合における、当該関係に係る基本的な考え方」については、有価証券報告書では記載が求められていないという理解で良いかと懸念する。</p>	<p>ご指摘の事項については、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」においては記載が求められておりませんが、「関連当事者との取引に関する注記」において同様の事項を記載することが求められております。なお、例えば、ご指摘の事項が、「コーポレート・ガバナンスの状況」に記載すべき事項に該当する場合には、当該事項を「コーポレート・ガバナンスの状況」において記載することが考えられます。</p>
11	<p>新規公開企業が提出する有価証券届出書においても、継続開示企業の有価証券報告書同様、対処すべき課題に加え経営方針、経営環境を記載することとなった。</p> <p>新規公開企業の場合、金商法上の開示書類は当該有価証券届出書が初めてのものであり、また株式も未上場であることから、決算短信等の開示も行っていないが、今回の改正趣旨に照らし、開示していない経営方針等であっても記載して差支えないと考えて良いかと懸念する。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
12	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(32) a、bにおいて経営方針・経営戦略等、目標とする経営指標、経営環境、事業上及び財務上の対処すべき課題に関しては、最近日現在の記載を求めている一方、cにおいて将来に関する事項は届出書提出日現在で判断したものである旨の記載を求めている。両者を最近日現在又は届出書提出日現在のいずれかに統一したほうが良いのではないかと懸念する。</p>	<p>将来に関する情報については、有価証券届出書提出後の事情変更などによる有価証券届出書の訂正は必要がない旨を明らかにするため、最近日ではなく有価証券届出書提出日現在で判断したものである旨を求めているものです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
13	<p>有価証券報告書において、経営方針・経営戦略等、目標とする経営指標、経営環境、事業上及び財務上の対処すべき課題等は、将来に関する事項も含め読替え規定により期末日(当連結会計年度末又は当事業年度末)時点で記載することとなるが、当該経営方針等が期末日後に変更された場合、提出日までに変更された内容で記載することは差支えないという理解で良いか。</p> <p>また、この場合、第1四半期報告書の「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、有価証券報告書で記載した内容を重ねて記載する必要があるのか。</p>	<p>事業年度末から有価証券報告書提出日までの間に経営方針等が変更された場合には、変更された旨及び変更後の経営方針等を記載することが考えられます。</p> <p>この場合には、第1四半期報告書において当該内容を重ねて記載する必要はありません。</p>
14	<p>経営方針・経営戦略等を定めている場合の「定めている場合」とは、「業務執行を決定する機関が決定している場合」との理解で良いか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p> <p>なお、企業における意思決定には様々な形式が考えられますので、「業務執行を決定する機関」は取締役会など会社の正式な意思決定機関に限定されず、「経営方針・経営戦略等」を対外的に公表することができる機関が決定している場合も、「経営方針・経営戦略等」を「定めている場合」に該当するものと考えられます。</p>
15	<p>今回の改正案では「経営方針・経営戦略等」の定義が示されていないが、どのようなものが「経営方針・経営戦略等」に該当するかは、企業が各自判断すれば足りるとの理解でよいか確認したい。</p>	<p>「経営方針・経営戦略等」については、投資者の投資判断に必要かつ重要な情報であり、投資者との対話に資する情報であることを踏まえ、有価証券報告書での記載を求めることとされたものであり、経営方針・経営戦略という名称ではなくとも、例えば、経営理念やビジネスモデル、経営計画など、経営方針・経営戦略に相当するものを記載することが考えられることから、このような表現としたものです。</p> <p>なお、どのようなものが「経営方針・経営戦略等」に該当するかについては、企業と投資者との「建設的な対話」に資するとの観点から、それぞれの企業の経営内容に即して企業が各自判断することが期待されます。</p>
16	<p>経営方針・経営戦略等の「等」には、「経営方針」「経営戦略」という名称ではないが、それに相当するものが含まれるとの理解で良いか。</p>	
17	<p>経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等及び経営環境に関する記載が追加されているが、これらの記載内容を具体的に示したガイドライン等を公表する予定はないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、「経営方針・経営戦略等」の記載については、投資者の投資判断に必要かつ重要な情報であり、対話に資する情報との観点から、各企業の実態を踏まえ、開示することが重要であ</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>ると考えられ、現時点においてガイドライン等を設けて一律に記載例を示す予定はありません。</p>
18	<p>経営方針・経営戦略は定めたものを全て記載するとなると、ボリュームが多くなる会社も存在すると考えられる。必ずしも、定めたものを全て記載する必要はなく、投資判断に必要かつ重要な情報を提供する観点から、主要な部分を記載すれば良いか。</p> <p>また、「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」が複数ある場合（例えば、連結ベースと単体ベース、短期的な指標と長期的な指標、全社ベースの指標とセグメント別の指標等）には、全てを記載することになるのか。</p>	<p>必ずしも定めた事項全てを記載することを義務付けている訳ではありませんが、投資者の投資判断上重要な事項を開示することが必要です。</p> <p>また、「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」が多数存在する場合、必ずしも当該指標等の全てを記載する必要はありませんが、投資者の投資判断に有用となる指標等を開示することが考えられます。</p>
19	<p>経営方針・経営戦略について、決算短信では、ウェブサイトにおいて、主要な部分を記載し、かつ、詳細が記載された添付ファイルを参照させている企業が見られる。このケースのように、有価証券届出書又は有価証券報告書において主要な部分を記載し、かつ、より詳細な情報を見ることが可能なURLを記載し参照させる開示は可能か。</p>	<p>有価証券届出書等には、投資者の投資判断上重要な事項を記載する必要があります。</p> <p>このため、「経営方針・経営戦略等」のうち、投資者の投資判断上重要な事項を有価証券届出書等に記載した上で、詳細が記載された書類を添付することも考えられます。</p>
20	<p>本改正後の四半期報告書及び半期報告書の適用時期は、「平成29年4月1日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書及び半期報告書」とであると理解しているが、この理解で良いか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
21	<p>本改正案については、上場企業のみならず、非上場企業に対しても効力を発するものであることを希望する。</p> <p>非上場企業の中にも優秀な企業もあり、そうでない企業も含まれるので、それを明確にすることで日本経済の健全性等も向上すると考える。</p>	<p>本改正は、上場・非上場の別を問わず、有価証券報告書等を提出する企業に対して適用されます。</p>
<p>▼国内募集・売出しと並行して海外募集・売出しが行われる場合の海外募集・売出しに係る臨時報告書の取扱い</p>		
22	<p>本改正案では「有価証券届出書に必要事項が記載された場合」に臨時報告書の提出が不要とされるが、有価証券届出書の訂正届出書に必要事項が記載される場合も「有価証券届出書に必要事項が記載された場合」に含まれるという理解で良いか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
23	<p>国内外で同時に既開示の有価証券の売出しを行う場合で、国内グリーンシュエーション（引受証券会社に付与される、追加的に発行される株</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>券を取得する権利)が第三者割当型である場合は、提出書類は①国内売出しに係る有価証券通知書、②第三者割当に係る有価証券届出書及び③海外売出しに係る臨時報告書、となる。</p> <p>この場合において、②の第三者割当に係る有価証券届出書に必要事項が記載されている場合は、③の海外売出しに係る臨時報告書の提出が不要になるという理解で良いか。</p>	
24	<p>開示のレベルそのものを本改正によって後退させない観点からすれば、改正前において臨時報告書に添付書類(英文目論見書など)として開示すべきであった書類は、改正後においても添付書類として開示させるべきではないか。</p>	<p>有価証券届出書等には、投資者の投資判断上重要な事項を記載することが求められており、海外募集・売出しに係る臨時報告書に記載すべき情報が有価証券届出書等に記載されれば、当該有価証券届出書等において海外募集・売出しにおける発行条件等の情報を確認することが可能と考えられるため、英文目論見書などの添付は不要と考えられます。</p>
25	<p>海外募集・売出しに係る臨時報告書に記載すべき事項を、並行して行われる国内募集・売出しに係る有価証券届出書に記載することにより臨時報告書の提出が不要となる場合、当該臨時報告書の添付書類の当該有価証券届出書への添付は不要と考えて良いか。</p>	
26	<p>本改正では発行登録追補書類のみが例外規定の対象となっているが、発行登録書及び訂正発行登録書についても当該例外規定の対象として頂きたい。</p> <p>株式のグローバルオファリングにおいて、発行登録書を利用する場合は、事前に発行登録書を提出し、発行決議時に訂正発行登録書を提出して募集の詳細を記載した上で、条件決定時に発行登録追補書類を提出することがある。</p>	<p>発行登録制度は、将来、有価証券の発行を予定している会社が、発行登録書の提出により、あらかじめ有価証券の募集・売出しを登録しておく制度ですが、この発行登録書又は訂正発行登録書に海外募集・売出しに係る臨時報告書の記載事項を記載することで臨時報告書の提出を不要とすると、実際に海外募集・売出しが行われていないにもかかわらず、海外募集・売出しに係る情報が発行登録書又は訂正発行登録書に記載されることになりうるため、慎重な検討が必要だと考えられます。</p> <p>なお、ご指摘が、発行登録に係る目論見書の交付省略の規定(金商法第23条の12第7項)を活用したいとのご趣旨である場合には、発行登録書又は訂正発行登録書に、自発的に開示府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載し、さらに、発行登録追補書類にも開示府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載することで、発行登録に係る目論見書の交付省略も可能になるものと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
27	<p>「次に掲げる事項を記載した」といえるには、開示府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一箇所に一括して記載することや、同号に規定する各項目に沿って記載することまでは不要であり、有価証券届出書又は発行登録追補書類に当該各事項を分散して記載する場合や有価証券届出書の各項目に沿って記載する場合であっても該当するとの理解で良いか。また、国内及び海外の募集・売出しで同一である情報(株式の内容や新株予約権付社債における利率、償還期限等の当該有価証券に係る情報)は、国内分と海外分とで重複して記載する必要はないという理解で良いか。</p>	<p>本改正が有価証券届出書等に臨時報告書に記載すべき事項を記載することにより臨時報告書の提出を不要とするものであるという趣旨に鑑みれば、開示ガイドライン5-3にあるとおり、有価証券届出書の「第一部 証券情報」に「募集又は売出しに関する特別記載事項」の項を設け、開示府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して記載することが考えられます。この上で、開示ガイドライン5-14にあるとおり、記載内容が同様である又は重複する箇所があれば、当該他の箇所と同様若しくは他の箇所を参照する旨の記載を行うことができると考えられます。</p> <p>なお、国内募集・売出しの記載欄に開示府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を併せて記載する方が、投資者の理解が容易となると考えられる場合には、例えば、有価証券届出書の様式で記載が必要とされている国内募集・売出しに係る記載に加えて、これに関連する事項として海外募集・売出し分を記載することは可能と考えられます。この場合には、当該事項が海外募集・売出しに係る記載であることが明確となるとともに、こうした記載がなされていることが容易に認識できるよう留意する必要があります。</p>
28	<p>本改正で臨時報告書の提出が不要となるための要件として、有価証券届出書等において記載が求められる事項は、開示府令第19条第2項第1号に記載されている内容であり、臨時報告書の様式においてのみ規定されている事項(例えば、開示府令第五号の三様式記載上の注意(5)に定める「発行済株式総数」及び「資本金の額」)は含まれないという理解で良いか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
29	<p>本改正後、開示府令第19条第2項第1号に掲げる各事項が記載されている為に臨時報告書の提出が不要となる場合であっても、任意で臨時報告書を提出することを妨げるものではないという理解で良いか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
30	<p>開示府令第19条第2項第1号に掲げる事項が記載された発行登録追補書類を提出したことにより臨時報告書の提出が不要となり、当該臨時報告書を提出しなかった場合において、当該募集・売出しの受渡期日以降、発行登録取下届出</p>	<p>ご質問のケースについては、臨時報告書を提出する義務はありませんが、海外募集・売出しに係る記載事項が短期間のうちに非開示となることが明らかである場合には、本改正の制度を利用するのではなく、発行登録追補書類と併</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	書を提出した場合、改めて臨時報告書の提出が必要になるものではないと理解して良いか。	せて臨時報告書を提出すべきであると考えられます。
31	<p>普通株式の国内募集・売出しに係る有価証券届出書に、優先株式の海外募集・売出しに係る臨時報告書の記載事項を記載した場合には、優先株式の海外募集・売出しに係る臨時報告書の提出は不要と理解して良いか。</p> <p>また、同一の種類の有価証券の募集・売出しであれば、必ずしも国内と海外の募集・売出しにおける払込期日や受渡期日が同一である必要はないという理解で良いか。</p>	<p>ご質問のケースについては、国内募集・売出しと海外募集・売出しが、同一の募集・売出しとして並行して行われる場合には、臨時報告書の提出は不要と考えられます。</p> <p>この際、開示ガイドライン4-11において、募集・売出しが「並行して」行われている場合とは、払込期日又は受渡期日がおおむね同じであることをいうとされており、必ずしも国内と海外の募集・売出しにおける払込期日や受渡期日が同一である必要はないと考えられます。</p>
32	<p>本改正における対象である「募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券」とは、本邦内で普通株式の募集・売出しを行い、米国内において当該普通株式の米国預託株式(ADS)で以って募集・売出しを行う場合の当該米国預託株式(ADS)も含まれるという理解で良いか。</p>	
33	<p>本邦における既開示有価証券の売出しに際して提出される公衆縦覧に供されない有価証券通知書において開示府令第19条第2項第1号に掲げる事項が記載され、かつ、投資者に交付及び有価証券通知書に添付される当該売出しの目論見書においても開示府令第19条第2項第1号に掲げる事項が記載されている場合は、本改正内容を適用とすることも可能としていただきたい。</p>	<p>有価証券通知書及び目論見書は公衆縦覧されないため、ご意見の場合には、臨時報告書の提出が必要となるものと考えられます。</p>
●特定有価証券		
▼国内募集・売出しと並行して海外募集・売出しが行われる場合の海外募集・売出しに係る臨時報告書の取扱い		
34	<p>特定有価証券令第29条第2項第1号に基づく臨時報告書についても、開示府令第19条第2項第1号に係る改正と同様、国内募集・売出しと並行して海外募集・売出しが行われる場合に、海外募集・売出しに係る臨時報告書に記載すべき情報が国内募集・売出しに係る有価証券届出書に全て記載されているときには、当該臨時報告書の提出を不要とする改正をすべきである。投資法人によるグローバルオファリングは頻繁に行われており、情報開示の観点から開示府令と異なる取扱いとする特段の理由はないものとする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、投資法人の発行する投資証券も含め、特定有価証券についても同様の対応が可能となるよう改正致しました。</p>